

任意継続組合員加入申出手続について

令和7年3月30日以前に退職する方のうち、公立学校共済組合の任意継続組合員制度への加入を希望する方を対象に、任意継続組合員加入申出の受付を行います。下記の内容を確認した上で、任意継続組合員加入申出手続の御準備をお願いいたします。

1 昨年度からの変更点

これまでは、任意継続組合員申出書等書類を提出していただいた後、任意継続組合員証等と払込取扱票を併せて送付していましたが、令和6年12月2日以降は、任意継続組合員申出書等書類を提出していただいた後、先に払込取扱票を送付し、掛金の入金を確認後、マイナ保険証の保有状況に応じて資格確認書等を交付することになりました。

2 退職後の健康保険制度

退職後に加入する健康保険制度には、任意継続組合員のほかにも選択肢があります。退職後どの健康保険制度に加入することになるのか確認してください（P4参照）。

3 任意継続組合員加入要件

任意継続組合員制度に加入するためには、下記（1）及び（2）の要件を満たす必要があります。

- （1）退職日までに引き続き1年1日以上共済組合の組合員期間がある方
組合員期間を確認してください。

※ 上記の組合員期間には、過去に任意継続組合員であった期間は含みません。また、他の公務員共済組合から引き続き組合員となったときは、元の組合の組合員期間を通算します。

- （2）退職日の翌日付けで他の健康保険制度に加入する予定のない方

任意継続組合員制度と他の健康保険制度に重複して加入することはできません。退職後に他の健康保険制度に加入する予定がないか確認してください（P5参照）。

4 任意継続掛金

- （1）任意継続掛金の算出方法

令和7年3月分掛金（令和6年度）及び令和7年4月以降分掛金（令和7年度）を払い込みいただけます。それぞれの算出方法は次のとおりです。ただし、介護掛金は40歳以上65歳未満の方のみが対象です。

令和7年3月分掛金（令和6年度）	
①標準報酬月額 ^{※2} ×短期掛金率0.0932＝短期掛金	
②標準報酬月額 ^{※2} ×介護掛金率0.01592＝介護掛金	①+②＝任意継続掛金（月額）
令和7年4月以降分掛金（令和7年度）	
③標準報酬月額 ^{※2} ×短期掛金率0.0932 ^{※1} ＝短期掛金	
④標準報酬月額 ^{※2} ×介護掛金率0.01608 ^{※1} ＝介護掛金	③+④＝任意継続掛金（月額）

※1 令和7年度の掛金率は令和7年2月時点での予定であり、令和7年3月に決定されます。

※2 標準報酬月額は、次のいずれか少ない額になります。

ア 退職時の標準報酬月額

イ 全組合員の平均標準報酬月額（令和6年度及び令和7年度の場合は380,000円を適用）

(2) 任意継続掛金の概算

任意継続掛金と国民健康保険の保険料との比較（P6参照）や、給付内容なども考慮した上で、退職後に加入する健康保険制度について御自身で判断してください。任意継続掛金は退職時の標準報酬月額を基に算出されるため、原則として令和8年度分で掛金が大幅に減額されることはありません。

5 掛金の払込・支払方法

年度途中で払込・支払方法を変更することはできませんので、御自身の判断により慎重に選択してください（P7～10参照）。口座振替払いを選択される場合は、みずほ銀行での手続が必要となります。

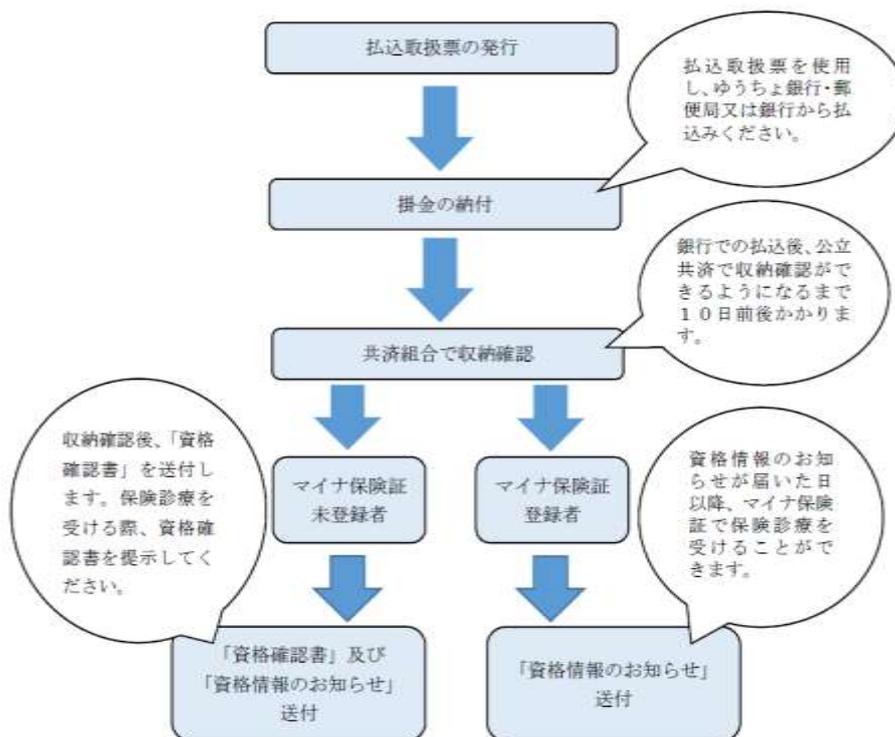
6 マイナ保険証及び資格確認書等について

任意継続組合員の加入を申し込まれた方は、マイナ保険証（マイナンバーカードを健康保険証として利用する登録をしたもの）の保有状況により、マイナ保険証をお使いいただくか、資格確認書が交付されるかが決まります。

マイナ保険証をお持ちの方には、共济組合が掛金の入金を確認後、ご自宅宛に資格情報のお知らせを送付します。資格情報のお知らせが届いた日以降、マイナ保険証を利用できます。

マイナ保険証をお持ちでない方には、共济組合が掛金の入金を確認後、資格確認書及び資格情報のお知らせを送付します。

掛金の納付から資格確認書等がお手元に届くまでの流れ



7 その他

(1) 給付金等振込口座の指定

給付金（一部負担金払戻金等）の支給は、組合員本人名義の個人口座に振り込むことによって行います。銀行又はゆうちょ銀行が指定できます。

(2) 被扶養者認定継続の確認

現職時から被扶養者認定を受けている方で、引き続き被扶養者としての要件を備えている場合は、手続することなく任意継続組合員の被扶養者として認定します。

なお、任意継続組合員資格取得日と同日付けで被扶養者が就職する場合や、組合員の退職によって他の扶養義務者の収入の方が高くなる場合は、被扶養者として認定できません。被扶養者認定を継続しない場合は、任意継続組合員被扶養者取消確認書〔用紙 No. 任継3〕を提出してください。

8 スケジュール

日程	内容
2月10日～	任意継続組合員加入申出の受付（必着締切） ※ 退職日によって受付終了日が異なります（P11参照）。
3月中旬以降、順次	<u>所属所又は組合員自宅へ</u> 払込取扱票等を送付
掛金入金確認後、順次	<u>組合員自宅へ</u> 資格確認書及び資格情報のお知らせを送付（※）
退職日の翌日	マイナ保険証又は資格確認書等の利用開始可能日 ※ 退職日の翌日以前に資格情報のお知らせ及び資格確認書（マイナ保険証をお持ちでない方）が御自宅に到着していない方は、到着後からの御利用となります。

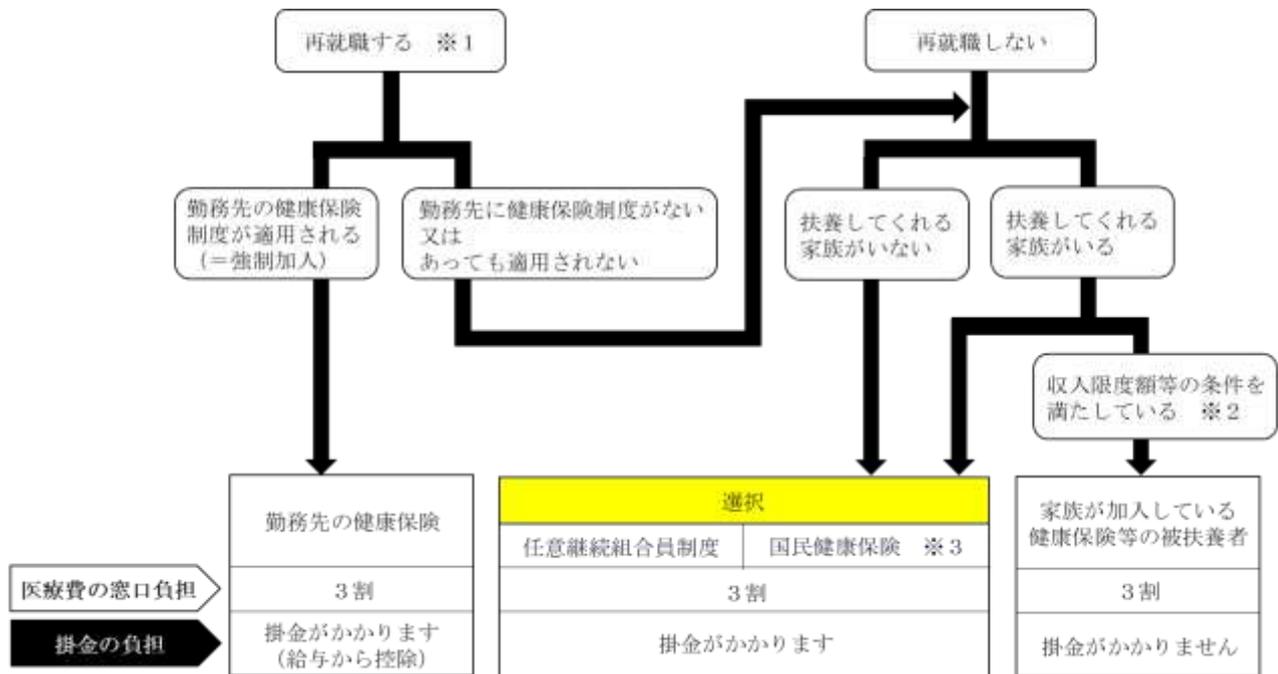
※ 「資格確認書」（マイナ保険証をお持ちでない方）及び「資格情報のお知らせ」は、掛金を納付していただき、公立共済が収納を確認してから組合員の御自宅宛て送付しますが、収納確認まで10日前後かかります。

このため、お急ぎの方は、**第1回目の掛金払込みを行い、払込取扱票（振替払込請求書兼受領証）、ATMご利用明細など払込の事実を確認できるものを公立共済の窓口で提示することで、「資格確認書」（マイナ保険証をお持ちでない方）及び「資格情報のお知らせ」を即日交付いたします。**

公立共済窓口受付時間
平日のみ
9：00～12：00
13：00～16：30

退職後の健康保険制度について

退職後は、公立学校共済組合の組合員として医療機関等を受信することができません。退職後どの健康保険制度に加入することになるのか、下記のフロー図で確認した上で、必要に応じて任意継続組合員加入申出手続を行ってください。



※1 短期組合員の方が退職後に再度任用される場合、退職後の任用の実態により組合員資格を喪失しないものとして取り扱い、継続扱いとなる事例があります。資格が継続扱いとなる場合は、任意継続組合員制度に加入できません。

※2 被扶養者の年額収入限度額

公立学校共済組合の場合	
ア	60歳未満の方は、 <u>130万円未満</u> (障害年金を受給している方は180万円未満)
イ	60歳以上の方は、 <u>180万円未満</u>
この他に、月額収入限度額や、別居の場合の送金等の要件があります。	

扶養してくれる家族が民間の健康保険制度に加入している場合は、条件が異なることがあります。それぞれの健康保険制度の被扶養者の条件を確認してください。

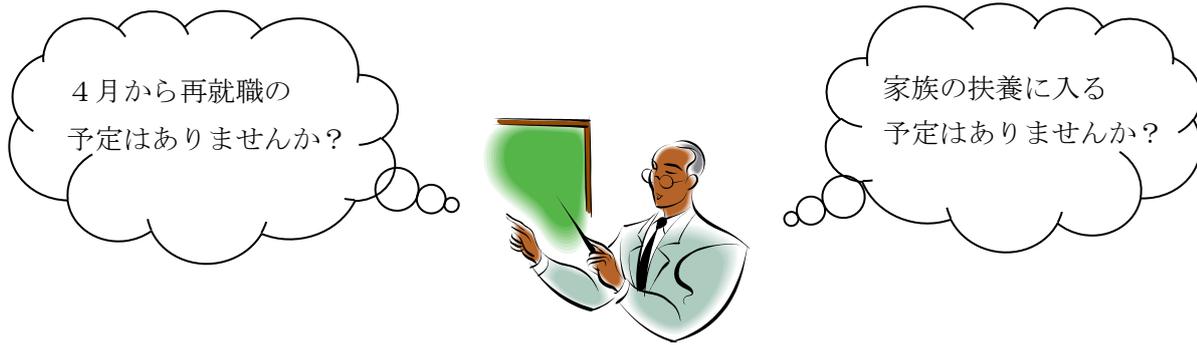
※3 国民健康保険については、居住地の区市町村「国民健康保険担当窓口」へお問合せください。

問合せ先

公立学校共済組合東京支部

給付貸付課資格担当 03-5320-6826

任意継続組合員加入要件を満たしていますか？



退職日の翌日付けで次の1～5のいずれかに該当する方は、任意継続組合員制度に加入できません。

任意継続組合員の加入申出ができない方

- 1 再任用職員として働く方（公立学校共済組合の組合員資格が継続します。）
- 2 臨時的任用教職員・会計年度任用職員（日勤講師等を含む。）として働く方のうち、短期組合員資格取得の要件を満たす方。
- 3 民間企業等（私立学校を含む。）に再就職する方のうち、就職先の健康保険制度に加入する方。
- 4 家族が加入している健康保険制度の被扶養者になる方
- 5 後期高齢者医療制度に加入している方

※ 再就職先の勤務形態によっては健康保険制度が適用されず、任意継続組合員制度へ加入できる場合もあります。再就職先の健康保険制度が適用されるかどうか、事前に確認してください。

◆加入申出の取下げ

任意継続組合員加入申出手続を行った後、他の健康保険制度に加入することが判明した場合には、任意継続組合員加入申出の取下げの手続が発生します。また、任意継続組合員証を使用して医療機関等を受診した場合には、かかった医療費等を返還していただきます。

問合せ先

公立学校共済組合東京支部

給付貸付課資格担当 03-5320-6826

任意継続掛金を概算することをおすすめします

◆任意継続掛金の一例（令和7年3月25日退職、退職時の標準報酬月額が560,000円の場合）

退職時の標準報酬月額 560,000円 > 全組合員の平均標準報酬月額 380,000円^{*1}となるため、380,000円に掛金率を乗じて算出します。

（参考）令和7年度の掛金（月額）

短期掛金 380,000円 × 0.0932^{*2} = 35,416円（小数点以下切捨て）…①

介護掛金 380,000円 × 0.01608^{*2} = 6,110円（小数点以下切捨て）…② **①+②=41,526円（月額）**

※1 令和6年9月30日における全組合員の平均標準報酬月額

※2 令和7年2月時点での令和7年度掛金率（予定）を適用

◆任意継続掛金の概算（月額）

退職時の標準報酬月額	円…A
全組合員の平均標準報酬月額	380,000円…B
AとBを比較して少ない方の額	円…C

※標準報酬月額が不明の場合は、所属所の事務担当者に確認してください。

$$\begin{array}{l}
 \boxed{C} \text{ 円} \times \begin{array}{l} \text{短期掛金率} \\ 0.0932 \end{array} = \boxed{D: \text{短期掛金}} \text{ 円 (小数点以下切捨て)} \\
 \boxed{C} \text{ 円} \times \begin{array}{l} \text{介護掛金率} \\ 0.01608 \end{array} = \boxed{E: \text{介護掛金}} \text{ 円 (小数点以下切捨て)}
 \end{array}$$

※介護掛金の概算は、40歳以上65歳未満の方のみが対象です。

$$\left. \begin{array}{l}
 \text{40歳以上65歳未満の方: } D + E = \boxed{F: \text{月額}} \text{ 円} \\
 \text{上記以外の方: } D \text{のみ} = \boxed{F: \text{月額}} \text{ 円}
 \end{array} \right\}$$

令和7年3月30日以前退職者については、令和7年3月分掛金（令和6年度）及び令和7年4月以降分掛金（令和7年度）を払い込みいただきます。

短期掛金率及び介護掛金率は令和7年2月時点での予定であり、令和7年度の掛金率は令和7年3月に決定されます。掛金率の決定によって、払い込みいただく任意継続掛金が概算結果から変動する可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。また、払込取扱票払いのうち、「半年払い」には約1%、「一年払い」には約2%の割引が適用されます。

掛金率及び平均標準報酬月額は、原則として年度ごとに見直しがされるため、令和8年度の任意継続掛金は変動することがあります。ただし、任意継続掛金は退職時の標準報酬月額を基に算出されるため、原則として令和8年度分掛金が大幅に減額されることはありません。

問合せ先

公立学校共済組合東京支部

加入申出に関すること・・・給付貸付課資格担当 03-5320-6826

掛金及び払込みに関すること・福利厚生課経理担当 03-5320-6822

任意継続掛金の払込・支払方法を選択してください

◆払込取扱票払い

払込取扱票により払込みをする方法で、所定の手数料がかかります（ただし、みずほ銀行での払込みには手数料がかかりません）。インターネットバンキング又はATMも利用できます（→P10参照）。

下表を参照しながら、「毎月払い」「半年払い」「一年払い」のいずれかを選択してください。

支払方法 (割引率)		払込期日	
		令和7年3月31日までに書類到着※ ¹	令和7年4月1日以降に書類到着※ ¹
毎月払い（割引なし） 掛金を毎月払い込む。		<p>令和6年度掛金</p> <p>令和7年3月分：退職日から起算して20日を経過する日まで</p> <p>令和7年度掛金</p> <p>令和7年4月分：退職日から起算して20日を経過する日まで※²</p> <p>令和7年5月以降分：対象月の前月25日まで（金融機関休業日の場合は翌営業日）</p>	
掛金を まとめて 前納する。	半年払い 割引率 約1%	<p>令和6年度掛金</p> <p>令和7年3月分（毎月払い扱い）： 令和7年3月31日まで※²</p> <p>令和7年度掛金</p> <p>令和7年4月分掛金から割引適用</p> <p>令和7年4月～令和7年9月分： 令和7年3月31日まで</p> <p>令和7年10月～令和8年3月分： 令和7年9月30日まで</p>	<p>令和6年度掛金</p> <p>令和7年3月分（毎月払い扱い）： 退職日から起算して20日を経過する日まで</p> <p>令和7年度掛金</p> <p>令和7年5月分掛金から割引適用</p> <p>令和7年4月分（毎月払い扱い）： 退職日から起算して20日を経過する日まで※²</p> <p>令和7年5月～令和7年9月分： 令和7年4月30日まで</p> <p>令和7年10月～令和8年3月分： 令和7年9月30日まで</p>
	一年払い 割引率 約2%	<p>令和6年度掛金</p> <p>令和7年3月分（毎月払い扱い）： 令和7年3月31日まで※²</p> <p>令和7年度掛金</p> <p>令和7年4月分掛金から割引適用</p> <p>令和7年4月～令和8年3月分： 令和7年3月31日まで</p>	<p>令和6年度掛金</p> <p>令和7年3月分（毎月払い扱い）： 退職日から起算して20日を経過する日まで</p> <p>令和7年度掛金</p> <p>令和7年5月分掛金から割引適用</p> <p>令和7年4月分（毎月払い扱い）： 退職日から起算して20日を経過する日まで※²</p> <p>令和7年5月～令和8年3月分： 令和7年4月30日まで</p>

※1 公立学校共済組合への任意継続組合員申出書〔用紙 No. 任継1〕の到着日によって、掛金の割引適用月数が異なります。

※2 退職日によって払込期日が異なる場合があります。同封する払込取扱票及び任意継続組合員掛金額決定通知書に印字されている払込期日までに払込みください。

◆口座振替払い

**令和7年3月30日以前退職者向け
令和7年2月10日～申出**

みずほ銀行の本人名義口座（普通又は当座預金）から翌月の掛金が引き落とされる方法で、手数料はかかりません。ただし、加入月（令和7年3月）とその翌月（令和7年4月）分については払込取扱票による払込みとなります。

支払方法	割引率及び引落日
毎月払い 掛金が毎月引き落とされる。	割引なし 毎月25日（みずほ銀行が休日の場合は翌営業日）

※ 口座振替払いを選択した場合、支払方法は毎月払いのみとなります。

問合せ先

公立学校共済組合東京支部

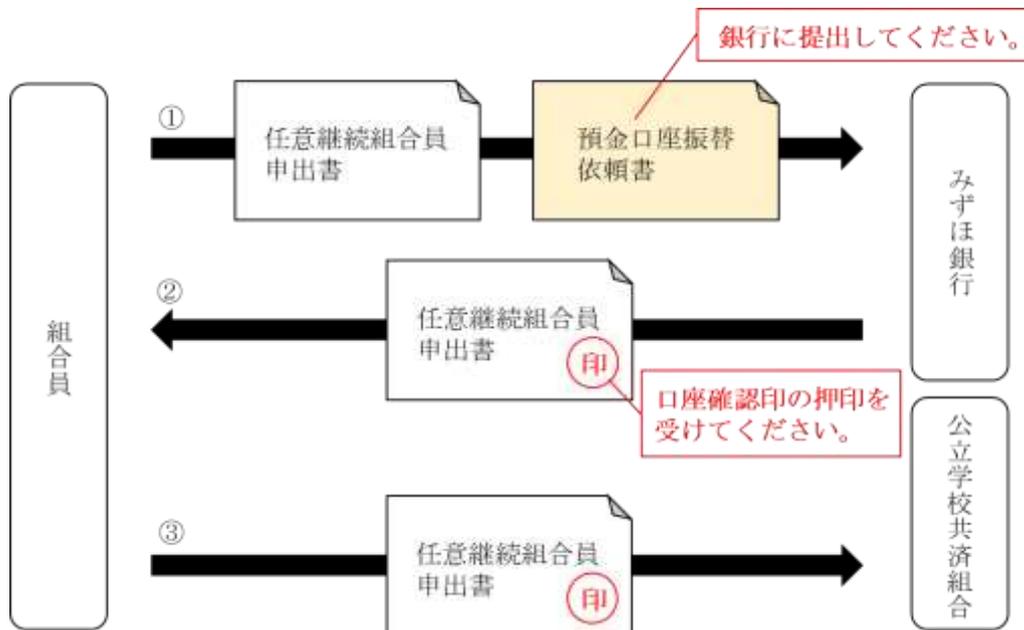
加入申出に関すること・・・・・・・・給付貸付課資格担当 03-5320-6826

掛金及び払込みに関すること・・福利厚生課経理担当 03-5320-6822

払込方法による手続の違いに御注意を

◆口座振替払いを希望する方は…

- (1) 任意継続組合員申出書〔用紙 No. 任継1〕と、預金口座振替依頼書〔用紙 No. 任継2〕を作成してください。任意継続組合員申出書〔用紙 No. 任継1〕には、所属所の確認を受けてください。
- (2) 任意継続組合員申出書〔用紙 No. 任継1〕と、預金口座振替依頼書〔用紙 No. 任継2〕を、みずほ銀行にお持ちください。預金口座振替依頼書〔用紙 No. 任継2〕は、みずほ銀行に提出してください。
みずほ銀行での口座確認の際、任意継続組合員申出書〔用紙 No. 任継1〕に口座確認印を受けてください。
- (3) 任意継続組合員申出書〔用紙 No. 任継1〕を、所属所を通じて共済組合に提出してください。



◆払込取扱票払いを希望する方は…

- (1) 任意継続組合員申出書〔用紙 No. 任継1〕を作成してください。任意継続組合員申出書〔用紙 No. 任継1〕には、所属所の確認を受けてください。
- (2) 任意継続組合員申出書〔用紙 No. 任継1〕を、所属所を通じて共済組合に提出してください。

問合せ先

公立学校共済組合東京支部

加入申出に関すること・・・給付貸付課資格担当 03-5320-6826

掛金及び払込みに関すること・・・福利厚生課経理担当 03-5320-6822

インターネットバンキング又はATMによる振込について

1 振込口座情報：以下の口座に振込みください。

	右記による振込 <u>以外</u>	ゆうちょ銀行 ネットバンキングによる振込※
金融機関名	みずほ銀行	ゆうちょ銀行
支店名	都庁出張所 店番：777	記号：00180-2
口座種別	普通預金	番号：144946
口座番号	3011863	

※ ゆうちょ銀行ATMからの払込については、払込取扱票を利用してください。

2 振込の際、依頼人欄に以下の管理番号10桁(以下①+②)・組合員氏名の順に御入力をお願いします。

※ スペースは入れないでください。

① 年一括払い：11、半年払い：12、各月払い：13

② 任意継続組合員番号（8桁）

例：組合員氏名：キョウサイジロウ、組合員番号：12345678、各月払いの場合
⇒「1312345678キョウサイジ`ロウ」を入力してください。

①各月払い ②組合員番号 組合員氏名

※ みずほ銀行間で振り込まれる場合は、原則として手数料はかかりません。

※ 手数料については、各金融機関に御確認ください。

金額は払込取扱票に記載された金額を過不足なく振り込んでください。



※ ATMでの入力漏れ等により、掛金収納の確認作業に時間を要する場合があります。

公立学校共済組合東京支部
福利厚生課経理担当
03-5320-6822

受付終了日に御注意ください

～退職日によって受付終了日が異なります～

任意継続組合員加入申出の受付終了日は、退職日から起算して20日を経過する日まで（資格担当必着）となります。退職日によって受付終了日が異なりますので、下図を参照の上、受付終了日を確認してください。

退職日	受付終了日	
3月1日、3月2日、3月3日	3月21日	金曜日
3月4日、3月5日	3月24日	月曜日
3月6日	3月25日	火曜日
3月7日	3月26日	水曜日
3月8日	3月27日	木曜日
3月9日	3月28日	金曜日
3月10日、3月11日、3月12日	3月31日	月曜日
3月13日	4月1日	火曜日
3月14日	4月2日	水曜日
3月15日	4月3日	木曜日
3月16日	4月4日	金曜日
3月17日、3月18日、3月19日	4月7日	月曜日
3月20日	4月8日	火曜日
3月21日	4月9日	水曜日
3月22日	4月10日	木曜日
3月23日	4月11日	金曜日
3月24日、3月25日、3月26日	4月14日	月曜日
3月27日	4月15日	火曜日
3月28日	4月16日	水曜日
3月29日	4月17日	木曜日
3月30日	4月18日	金曜日

問合せ先

公立学校共済組合東京支部

給付貸付課資格担当 03-5320-6826